

### 令和3年度以降の保険料軽減措置について

#### 1. 所得の少ない保険加入者に対する特例軽減の見直しについて

- 世帯の所得状況に応じて下記のとおり均等割額は軽減されます。
- 本則7割軽減の対象の方は、これまで更に上乘せして軽減(8.5割、9割)されてきましたが、令和元年度から段階的に見直しが行われています。

##### 【均等割額軽減の基準】

世帯(世帯主及び保険加入者)の総所得金額等(医療費控除や社会保険料控除等各種控除をする前の額)により判定します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の保険加入者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合			
	本則	令和元年度	令和2年度	令和3年度
[平成30年度における8.5割軽減の区分] 33万円以下 (令和3年度より改正あり。)	7割	8.5割	7.75割	7割
[平成30年度における9割軽減の区分] 保険加入者全員の公的年金の控除額を80万円として計算し、所得が0円となるとき		8割	7割	
33万円+28.5万円×(保険加入者数)以下 (令和3年度より改正あり。)	5割	5割		
33万円+52万円×(保険加入者数)以下 (令和3年度より改正あり。)	2割	2割		

※65歳以上の公的年金受給者は、軽減判定において年金所得から上限15万円が控除されます。

※世帯主が後期高齢者医療制度の保険加入者でない場合、その世帯主の所得も軽減判定の対象となります

※軽減判定は4月1日(4月2日以降新たに加入した場合は加入した日)の世帯の状況で行います。

#### 2. 保険料軽減判定基準額の見直しについて(令和3年度より改正あり。)

- ① 7割軽減基準額  
(現行) 基礎控除額(33万円)  
(改正後) **基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数-1)**
- ② 5割軽減基準額  
(現行) 基礎控除額(33万円) + 28.5万円 × 保険加入者数  
(改正後) **基礎控除額(43万円) + 28.5万円 × 保険加入者数 + 10万円 × (給与所得者等の数-1)**
- ③ 2割軽減基準額  
(現行) 基礎控除額(33万円) + 52万円 × 保険加入者数  
(改正後) **基礎控除額(43万円) + 52万円 × 保険加入者数 + 10万円 × (給与所得者等の数-1)**

○平成30年度の税制改正により、給与所得控除・公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされました。この影響により後期高齢者医療保険料の負担水準に関して不利益等が生じないようにするため、また、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受けた者が2人以上いる世帯が後期高齢者医療保険料の軽減措置に該当しにくくなることを防ぐため、上記のとおり軽減判定基準の見直しが行われました。